

北九州市監査公表第12号

令和7年7月29日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	梅	田	久	和
同	鷹	木	研	一 郎
同	大	久	保	無 我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査（工事監査）

2 措置を講じた局

港湾空港局

上下水道局

3 監査の期間

令和6年5月30日から令和6年12月12日まで

4 監査公表の時期

令和7年2月28日（令和7年監査公表第1号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア <u>工事費の積算について</u> (港湾整備部整備課) [14] 改修(統合)響灘大橋塗替塗装工事(5) 本工事は、若松区向洋町において、鋼橋の塗装塗替えを行うものである。 土木工事における工事費の積算は、土木工事標準積算基準書(以下「土木積算基準」という。)に基づいて、間接工事費(共通仮設費、現場管理費)は、施工地域を考慮した補正を行うこととなっている。 この工事は、施工地域に令和2年総務省統計局国勢調査による人口集中地区(DID地区)が含まれているにもかかわらず、施工地域区分をこれに対応した「大都市(2)」として補正を行っていなかったため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、土木積算基準を遵守し適正に行われたい。	1 指摘事項が生じた原因 当該施工箇所は、令和2年国勢調査の結果により令和4年3月に新たにDID地区となった場所である。今回の指摘内容は、過年度工事がDID地区外であったことから最新版のDID地区の確認を失念したことが原因で生じたものである。 2 再発防止策 今後、同様の積算ミスが生じないように、課内で使用している起工時のチェックリストに施工地域区分の確認欄を新たに設け、チェックリストには地理院地図で該当する部分を印刷し添付することにした。 3 職員への周知 令和7年1月30日に、改定した起工時のチェックリストの運用を開始した。変更内容周知のため、併せて同日に課内研修を実施した。

注・・[] 内の数字は、令和7年監査公表第1号の別表5 本工事抽出一覧表の番号を示す

(2) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア <u>工事費の積算について</u> (西部工事事務所水道課) (簡易工事) 城山配水池側溝整備工事 本工事は、八幡西区屋敷一丁目地内において、城山配水池の排水施設を整備するものである。 水道施設の整備工事における工事費の積算は、水道工事に係る積算基準書（以下「水道積算基準」という。）に基づいて、設計金額を算出している。 この工事は、設計金額250万円以下の簡易工事であり、水道積算基準によると技術監理局制定の土木工事標準積算基準（一括諸経費基準）の軽微な工事を準用して諸経費を算定すべきであったが、国土交通省土木工事標準積算基準書に基づく算出方法にて諸経費を算定し、過大な積算となっていた。工事費の積算にあたっては、水道積算基準を遵守し適正に行われたい。	今回の指摘内容は、水道施設を含まない簡易な工事における、設計金額の算出方法の理解不足によって、土木工事標準積算基準（一括諸経費基準）を適用すべき工事を、国土交通省土木工事標準積算基準書を適用し、過大な設計となったものである。 指摘内容を踏まえ、再発防止策として、「水道工事に係る積算基準書」において、積算基準書の適用フローチャートを新たに追加し、積算の流れを確認した上で設計書を作成することとした。併せて、当初設計時のチェックシートに項目を追加した。 職員への周知については、水道部設計課長通知（令和6年12月10日付「設計・積算における違算の防止について（通知）」）により、再発防止の注意喚起を行うとともに、事務改善会議により周知徹底を図った。